

若者 消費生活トラブル110番

を実施します！

消費生活相談窓口



☎ 0749-23-0999 (相談専用)

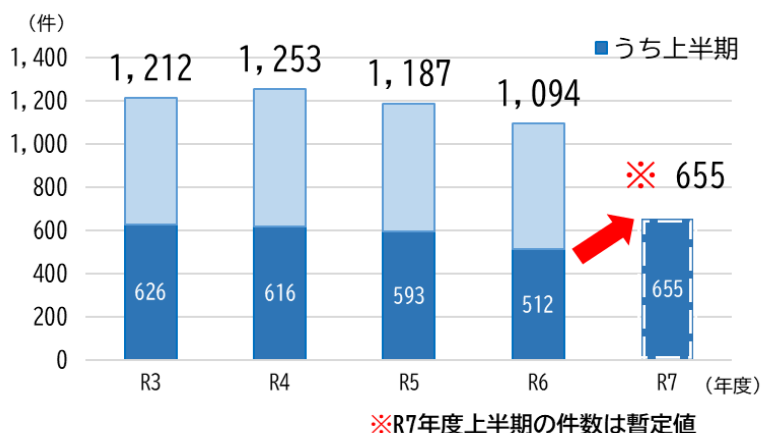
こんなトラブルで悩んでいませんか？



ネットの広告を見て、簡単に稼げるマニュアルを購入。高額なサポートプランを契約したが、儲からなかった。

インターネットでロードサービスを依頼したら、十分な説明がないまま、高額な料金を請求された。

インターネット通販で、大幅に値引きされた商品を注文したら、偽物が届いた。



令和7年度上半期の若者(29歳以下)からの相談件数は、前年同期の**約1.3倍増**となっています！！



受付期間：令和7年**12月1日(月)**～令和8年**1月30日(金)**

※土、日曜日、年末年始(12/27～1/4)、祝日(1/12)を除きます

相談時間：午前9時15分～午後4時

対 象：契約当事者が若者(29歳以下)である相談(事業者を除く)



※期間終了後でもご相談は随時受け付けます。

※県外在住の方は消費者ホットライン「188」をご利用ください

←**インターネット消費生活相談**はこちら



【実施主体・問合せ】滋賀県消費生活センター 彦根市元町4-1 TEL:0749-27-2234